

## 私立幼稚園保護者補助金

### 1 施設利用費（保育料等）補助金

#### (1) 保育料

幼児教育・保育の無償化に伴い、足立区では保育料について月額35,000円を限度に補助します（国制度では、無償化の上限は月額25,700円）。

補助金相当額は区から幼稚園に支払います（区外園等、一部の園を除く）。そのため保護者は、月額35,000円までの保育料については、園に納める必要がありません。

#### (2) 教材費・冷暖房費・施設整備費

保育料が月額35,000円未満の園に通園する園児の保護者が対象となります。園則に年額または月額で徴収と定めのある教材費・冷暖房費・施設整備費について、35,000円と保育料との差額の範囲内で補助します（入園時1回限りのものは対象外）。補助金は、園または保護者に支給します。詳しくはお通りの園にご確認ください。

### 2 給食費

補助金は足立区から直接園に支払います（区外園等、一部の園を除く）。そのため、給食費が月額7,500円以下の幼稚園については、保護者から園への給食費の支払いは必要ありません（ただし、長期休業間等、給食提供が1日も無い月は、補助対象外）。

### 3 入園料補助金

実際に幼稚園に入園した場合（満3歳児クラス在籍者は、3歳の誕生日前日に足立区に住民登録があることが要件）区では、1園児1回に限り100,000円を限度に入園料を補助します。

### 4 2歳児補助金

満3歳児受け入れ園に通い、3～5歳児と同様に保育されている園児を対象に、月額35,000円まで補助します。

### 預かり保育利用料の助成

幼稚園において教育時間外に預かり保育を利用した場合は別途利用料がかかりますが、幼児教育・保育の無償化に伴い、この預かり保育の利用料も次の条件のもと助成の対象となります。

#### 1 補助の条件

##### (1) 区から「保育の必要性」の認定を受けること

この認定は、利用料の助成を受けるためのものであり、預かり保育を利用するために必要なものではありません。利用に関しては、各幼稚園にお問い合わせください。

##### (2) 通園先の幼稚園が無償化の対象施設として区の確認を受けていること

#### 2 月あたりの助成額

(ア) 実際に園へ支払った預かり保育利用料（給食代・おやつ代含む）

(イ) 区が定めた月額の補助額

① (3～5歳児クラス) 新2号認定を受けた方…上限11,300円まで

② (満3歳児クラス) 新3号認定または満3歳児預かり保育認定を受けた方…上限16,300円まで

①、②共通…8月のみ 上限24,000円まで

⇒ (ア) と (イ) を比べて少ない方の額を助成

園に利用料をお支払いいただき、後日区から保護者口座へ助成金額を振り込みます。

## 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づいて、市区町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成27年4月からスタートしました。

### 『保育の必要性の認定』の開始

幼稚園は新制度に移行した幼稚園と、新制度に移行しない幼稚園があり、認定こども園は全ての園が新制度へ移行しました。

新制度へ移行した幼稚園、認定こども園などの利用を希望する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。利用を希望する施設などに応じて、3つの認定区分（1号・2号・3号認定）に分かれます。



| 認定区分 | 対 象                         |
|------|-----------------------------|
| 1号認定 | お子さんが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する場合  |
| 2号認定 | お子さんが満3歳以上で保育所等での保育を必要とする場合 |
| 3号認定 | お子さんが3歳未満で保育を必要とする場合        |

なお、新制度に移行しない幼稚園を希望する場合、認定を受ける必要はありません。手続きについては、以下のフローチャートをご参照ください。

